大谷小学校いじめ防止基本方針

かつらぎ町立大谷小学校

1 はじめに

いじめは児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、いじめを受けた児童を将来にわたって苦しめるだけでなく、人間の尊厳を侵害し、その生命または身体に重大な危険を生じるおそれのある絶対に許されない行為である。われわれ教職員は、本校でも起こり得る、どの児童にも起こり得るとの認識で取り組まなければならない。

このためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携・連絡を密にし、学校全体で組織的 にいじめの防止及び早期発見に努め、いじめを受けていると思われる児童がいる時には迅速かつ適 切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係に ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるも のを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づいて行う。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断せず、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察する。

いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や社会活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係のあるものを指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられ、隠され、嫌なことをされたりさせられること、インターネット上での誹謗中傷などを意味する。
- ◆外見的には喧嘩のように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に 着目していじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をする。

3 いじめの理解

前述のように、いじめはどの子にもどの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」という認識を持ち、その集団構造や態様についてしっかりと理解する。

(1)いじめに見られる集団構造

いじめは、加害者と被害者という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをして暗黙の了解を与えている「傍観者」についても、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においてもそこに上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースがあるなど、集団外部からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性はあり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSという。)等でのやりとりで成り立つ関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を 伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、仲間同士の悪ふざけに見えるような 行為であっても、何度も繰り返され、多くの者から集中的に行われることで、深刻な苦痛を伴うものに なり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめとは認知しにくい場合があ ることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。本校では教職員間の連絡と連 携を密にし、いじめを認知する際の具体的な態様として次の例を参考にして判断する。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。等

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 金品をたかられる。
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1)いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するため、学校長が任命した構成員からなる、「いじめ防止対策 委員会」(以下、校内委員会)を設置する。 イ 校内委員会の構成員は、次のとおりとする。

校長、教頭、生徒指導主任、道徳教育推進教師、特別支援教育コーディネーター、 養護教諭、その他(学校運営委員等、校長が必要と判断する者)

- ウ 校内委員会は、次のような役割を担う。
 - ・本校の基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、定期的かつ必要に応じて 見直すというPDCAサイクルの検証の中核。
 - ・いじめの相談・通報の窓口。
 - ・児童のいじめの疑いに関し、情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急に会議を開いていじめ情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など、その対応を組織的に実施するための中核。

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築できる能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を児童に醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童に豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築できる能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動等でお互いの意見や考えを交流し、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図る機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を 高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、学校の児童全員で構成 する縦割り班活動等、あらゆる機会に児童の自主的活動や主体的活動を支援する。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは、人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことを全身で受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分だけでなく他の人の大切さも認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

児童に授業規律を徹底するとともに、わかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日々の綿密

な教材研究や授業研究、指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめの防止について保護者の理解を促し、育友会や地域の関係団体等と定期的に情報交換し、学校評議員制度を活用するなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童に、SNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等は重大な人権侵害行為であることを確実に指導し、外部の専門家等を招くなどしてインターネット利用のマナーやモラルについて 学習させる。

また、保護者に対しては、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭のルールづくり等について周知徹底する。

(3)早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめ発見の遅れは、早期解決を困難するだけでなく、問題の複雑化や深刻化に繋がる。この ため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さ ない意識を持ち、教育相談体制を整えるなどして、いじめを積極的に認知することに努める。

① いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを5月、9月、12月に実施する。また、児童の状況に応じて簡易な仲良しアンケートを毎月実施する。実施に際しては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について、気になることがあれば教務主任や生徒 指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

また、日常的に取り組んでいる個人ノートや生活ノート、家庭との連絡帳など、教職員と児 童、保護者との間で交わされる日記や連絡等も活用する。

② 教育相談体制の充実

定期的に児童面談 (5·10·1月) や保護者面談 (5·7·12·2月) を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、その思いや不安・悩みを十分受け止める。また、外部の専門家 (町教育相談員やスクールカウンセラー等) の活用を町教育委員会に要請するなど、いじめの問題を訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した時には次の①~④に留意し、迅速かつ適切に組織的な対応をする。

① 安全確保

いじめを認知した時には、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 事実確認

いじめを認知した時やいじめを受けていると疑われる時には、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

③ 指導·支援·助言

いじめがあったと確認された時には直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するために 外部の専門家等の協力を得ながら、複数の教職員等によっていじめを受けた児童やその保 護者への支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、そ の際に対応したことを記録、保存する。

④ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明らかとなった情報は、必要に応じていじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に提供する。

ウ 関係機関との連携

犯罪行為(後掲資料)として取り扱われるべきいじめであると認める時は、教育的な配慮や被害児童等の意向に配慮しつつ早期に警察へ相談し、適切に援助を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような時には、直ちに警察に通報して連携した対応をする。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事 案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」(後掲資料)に基づいて適時・適切に対応 する。また、青少年センターや児童相談所等の関係機関との情報交換についても適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等があるとの連絡を受けた時には、そのサイト等を確認して内容等を記録し、直ちに当該児童及びその保護者に了解を得て書き込み等のあるプロバイダ、管理者に連絡、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる時には、削除要請を依頼する前に警察へ 通報、法的な対応について相談する。

(4)教職員の資質能力の向上

「いじめは、どの子にもどの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきちんと取り組むことのできる資質能力を身につけられるよう、各機関のマニュアルやハンドブックなどを活用し、**年4回(5・8・12・2月)の校内研修**を行う。

(5)家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、家庭や地域での児童の様子について気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめ防止等の取組について保護者の理解を深め、育友会総会や個人面談等の機会に積極的な情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加促進、より密に連携して街頭指導を実施するなど、校外での児童生徒の様子を把握する。

(6)継続的な指導・支援

校内委員会や外部の専門家などを交えたケース会議等を開催し、児童の人間関係を継続的に注

視する。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めて自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、その背景にある原因やストレス等を取り除くように支援し、 他者を思いやる感情や規範意識の向上に向けて粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子やその言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等については、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等から確認し、校内委員会を中心としてこの基本方針を毎年2月に点検して見直す。なお、必要に応じて見直しを行う。(後掲資料)

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次の事態(以下、「重大事態」という。)が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図(後掲)をもとに、直ちに適切な対処する。

- ◎ いじめによって、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ◎ いじめによって、児童等が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産への重大な被害」については、次のようないじめの状況に着目して判断する。
 - 〇 児童が、自殺を企図した場合
 - 児童が、身体に重大な傷害を負った場合
 - 児童が、金品等に重大な被害を負った場合
 - 児童が、精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。ただし、いじめによって一 定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- **イ** 校内委員会が中心となり、事実内容を明確にするための調査をする。
- **ウ** 調査のためにアンケートを実施する場合、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置をする。
- エ 調査で明らかとなった事実関係(情報)は、適時・適切な方法によっていじめを受けた児童及び その保護者に提供する。

【重大事態の対応フロー図】

重大事態の発生

教育委員会・文部科学省へ重大事態の発生を報告(様式1)

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者 と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることによ り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

教育委員会・文部科学省へ調査の開始を報告(様式2)

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としつかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校 生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会・文部科学省に報告(重大事態調査報告書)

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も 調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

いじめ等の防止に関する取組の年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
校内委員会	((1)		(\bigcirc		\bigcirc	(Œ
アンケート		(⅌			(11)			
児童面談		Œ					Œ			(11)		
保護者面談		Œ		(\bigcirc			\bigcirc		(
校内研修		Œ			\bigcirc				\bigcirc		\bigcirc	
情報交換		Œ		(\bigcirc			Œ
地域の団体 公民館・児童館 等	(\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	(F)	(F)	\bigcirc	(F)	\bigcirc	(F)	₽
みまもり隊					(<u>B</u>)							
点検・見直し	Œ										⅌	

①は上旬、(中は中旬、(下)は下旬の頃に実施する。